

千葉県条例第 号

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

議員報酬の額を暫定的に引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。